



神戸県民センターからののお知らせ

東灘区・灘区・中央区・兵庫区・北区・長田区・須磨区・垂水区・西区

神戸版の問い合わせは 神戸県民センター県民交流室企画防災担当へ ☎078(647)9073 ☎078(642)1010
〒653-8767 神戸市長田区二葉町5-1-32

ホームページ 神戸県民センター

困ったとき、まずは[さわやか県民相談]へ
☎0120(16)7830 ☎078(360)8511
【受付】平日(祝日等を除く)9時～17時30分
フリーダイヤルは携帯電話からはつながりません

秋の神戸で 歴史を感じよう

豊かな自然、国際性あふれる歴史・文化など、多彩な表情を持つ神戸には魅力的なイベントが盛りだくさん。秋の涼風の下で楽しみませんか。

● 湊川隧道 日本初の近代河川トンネル



みなとがわすいどう
湊川隧道は明治34年に旧湊川を付け替えるために建設され、市街地の拡大など神戸の発展に寄与しました。平成12年に100年にわたる河川トンネルとしての役目は終えましたが、貴重な近代土木遺産として31年に国登録有形文化財に登録されました。

一般公開

隧道内で一般公開・ミニコンサートを実施しています。

☎毎月第3土曜13時～15時 ☎無料 ☎湊川隧道保存友の会事務局 ☎090(5255)6288 詳しくは [湊川隧道](#)



トンネルサミット in ひょうご

一般公開20年を記念し、廃線トンネル等を保存・活用する全国の団体と意見を交換し、今後の湊川隧道の展望を探ります。園田学園女子大学名誉教授の田辺真人さんによる講演「オリンピックと湊川の付け替え」も。

☎11月21日 ☎13時～17時 ☎神戸アートビレツジセンターホール ☎70人(先着) ☎無料

新湊川ウォーク

～初逆行!湊川隧道通り抜け～

ウォークでは初となる、長田区から兵庫区に向かう約1.7kmの逆行コース。一般公開では立ち入れない区間も通り抜けます。商店街で昼食や買い物などが楽しめる企画も準備中。

※足元が悪い所があるため、歩きやすい格好で参加してください

☎11月23日 ☎10時30分～14時 ☎無料

両イベント共通

☎11月5日 ☎までに所定の申込書を郵送またはホームページ申し込みフォームから神戸土木事務所企画調整担当 ☎653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5 ☎078(737)2382 ☎078(735)4059 詳しくは [神戸土木事務所](#)

● 兵庫津 交易で栄えた日本遺産の港町

奈良時代の高僧・行基が築いたといわれ、平安時代末期には平清盛が日宋貿易の拠点として拡張するなど古くから港町として栄えた兵庫津。江戸時代には多くの北前船が海上を行き交い、明治には初代県庁が置かれました。

県立兵庫津ミュージアム・初代県庁館が
11月3日(水)にオープン!



県立兵庫津ミュージアム・初代県庁館に復元された長屋門

兵庫津JAZZ LIVE & 兵庫五国マルシェ

初代県庁館のオープンに合わせて、ジャズライブや兵庫五国の物産展、日本遺産に認定された北前船や日本酒などのパネル展示、必ず景品が当たるスタンプラリーを行います。

☎11月3日 ☎10時～17時 ☎イオンモール神戸南、新川運河キャナルプロムナード、県立兵庫津ミュージアム・初代県庁館ほか ☎神戸県民センター 県民・産業振興課 ☎078(647)9087 ☎078(642)1018

詳しくはこちらをチェック!



① インフォメーション イベント等は延期・中止の場合があります

「六甲山の治山の歴史を訪ねる」ツアー参加者募集

治山の歴史と役割について学び、再度公園周辺の治山ダムや、明治時代に植林のために造られ林業遺産に認定された石積み等の遺構を歩いて巡るツアー
☎10月28日 ☎12時30分～17時 ☎西神戸庁舎集合・解散(バス移動) ☎40人(抽選) ☎無料 ☎10月11日 ☎まで

に住所、氏名(ふりがな)、性別、年齢、電話番号をファクス、Eメールで六甲治山事務所へ ☎078(742)8431 ☎078(734)6021 ☎rokkouchisan@pref.hyogo.lg.jp
詳しくは [六甲治山事務所](#)

「おしゃべりバルーンショー」観覧者募集

おしゃべりとともに次々と繰り上げられるバルーンパフォーマンスショー。一緒

に作る時間もあります。事前申し込みをすると、体験用バルーンがもらえます
☎11月13日 ☎13時～14時 ☎神戸生活創造センター ☎無料 ☎10月29日 ☎までに体験希望者の氏名、年齢をはがき、ファクスまたはホームページ申し込みフォームから青少年本部神戸事務部 ☎653-8767 神戸市長田区二葉町5-1-32 ☎078(647)9091 ☎078(642)1018
詳しくは [神戸県民センター バルーンショー](#)

10月は「近畿府県不正軽油追放強調月間」です

近畿2府4県では、軽油引取税の脱税防止のため、路上や事業所等で軽油抜き取り調査等を集中的に実施します
◆不正軽油はエンジンの損傷・環境汚染等を招き、健康や生活を脅かす犯罪行為です◆不正軽油の製造・販売は脱税行為です◆不正軽油の製造に使われると知って、その原材料、薬品、工場等の土地・設備を提供した人も罰せられます ☎神戸県税事務所 ☎078(647)9147 ☎078(642)1021